

柏市ふるさと寄附金に伴う返礼品協力事業者募集要項

1 目的

平成29年10月から柏市に対するふるさと納税(寄附金)寄附者への返礼品の提供開始に伴い、地域資源及び生産者等のPR、販路拡大などに伴う地元経済の活性化を目指し、柏市へ寄附された方(市外に住む方)への返礼品として商品やサービスを提供していただける法人、団体又は個人事業者(以下「協力事業者」という。)を募集します。

2 応募条件

(1) 協力事業者について

次の条件をすべて満たすことが必要になります。

- ① 各種法規則、条例に沿った生産・製造・販売を行っていること。
- ② 原則、本社(本店)、支社(支店)、事業所又は工場が市内にある法人・団体又は個人事業者であること。
- ③ 市税を滞納していないこと。
- ④ 代表者等が、「暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)」第2条第2号に規定する暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

(2) 返礼品について

次の条件をすべて満たしている商品等を募集します。

- ① 柏市の魅力を発信し、交流人口の拡大や地域産業の振興につながる要素をもつ商品等であること。
- ② 品質及び数量の面において、安定供給が見込めること。ただし、期間限定・数量限定で供給可能なものは取扱うこととする。
- ③ 飲食物の場合は、寄附者に商品到着後5日程度の賞味期限が保障されていること。
- ④ 宿泊、食事等のサービスを提供する場合は、寄附者を記名した原則有効期限が発行日から1年間以上の利用券を発行すること。
- ⑤ 取りまとめ委託業者指定の宅配業者により配送が可能な商品等であること。
- ⑥ 総務省告示第179号に規定する基準に該当するものであること。
 - ・ 柏市内において生産されたものであること。
 - ・ 柏市内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。

- ・ 柏市内において返礼品等の製造，加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。
- ・ 柏市内において提供される役務その他これに準ずるものであって，その役務の主要な部分が柏市に相当程度関連性のあるものであること。

(3) 寄附金額について

柏市ふるさと寄附金返礼品登録申請書により申請された返礼品等の価格(梱包費・消費税及び地方消費税額を含む。)を0.24で除して得た金額(500円単位で切り上げ)を寄附金額とします。なお，返礼品の商品等の費用，送料は別途柏市が負担します。

例)

商品価格	→	0.24で除して得た金額	⇒	寄附金額
3,000円	→	12,500円	⇒	12,500円
3,200円	→	13,333円	⇒	13,500円
3,500円	→	14,583円	⇒	15,000円

(4) 定期便の返礼品について

単品単位の返礼品が既に登録されている場合で，その返礼品の定期便を新たに登録する申請があった場合は，単品単位の返礼品寄附金額に定期便回数を乗じて得た金額を寄附金額とします。

(5) 協力事業者の特典等

- ① 柏市が契約するふるさと納税ポータルサイトに返礼品の画像，商品名，事業者名などを掲載します。
- ② 掲載に当たり，希望する事業者に対しては，柏市委託事業者が事業所等を訪問のうえ，インタビュー及び写真撮影により記事を構成し，ストーリー性がある発信が行えるようにします。
- ③ 商品の発送に当たって，自社の商品カタログ，チラシ等を同梱して発送することができます。

3 申請方法等

(1) 協力事業者の登録申込み

協力事業者の登録をする場合は，「柏市ふるさと寄附金返礼品協力事業者登録申込書兼変更届(第1号様式)」に，必要事項を記入して提出をお願いします(委託事業者からその業務のために必要とする事務書類の提出について依頼があった場合には，当該書類を別途委託事業者に提出をお願いします。)

(2) 協力事業者の変更届

協力事業者の登録内容を変更する場合は，「柏市ふるさと寄附金返礼品協力事業者登録申込書兼変更届(第1号様式)」に，必要事項を記入して

提出をお願いします（委託事業者からその業務のために必要とする事務書類の提出について依頼があった場合には、当該書類を別途委託事業者に提出をお願いします。）。

(3) 返礼品の登録申請

新規又は追加で返礼品の登録を申請する場合は、「柏市ふるさと寄附金返礼品登録申請書（第2号様式）」の提出をお願いします。

(4) 返礼品の変更申請

登録している返礼品の内容を変更する場合は、「柏市ふるさと寄附金返礼品変更申請書（第3号様式）」の提出をお願いします。

(5) 協力事業者の取りやめ等

協力事業者の取りやめ又は返礼品の提供の取りやめをする場合は、「柏市ふるさと寄附金返礼品等（協力事業者登録・提供）取りやめ報告書（第4号様式）」の提出をお願いします。

(6) 協力事業者・返礼品等の決定

申込内容等を総合的に判断して、協力事業者・返礼品等を決定し、その結果を市から申込者へ通知します。

4 返礼品取りまとめ委託事業者

効率的な運営，安心安全に配慮した返礼品の手配，寄附者データの適正管理，苦情対応に万全を期すため，返礼品取扱業務全般を下記事業者に委託します（本業務を委託する事業者と委託事業者の下請けを請け負っている事業者の2社による運営とします）。

委託事業者

株式会社フューチャーリンクネットワーク

本社住所：千葉県船橋市西船4丁目19番3号 西船成島ビル8階

TEL：047-495-0635 FAX：047-495-0625

下請け事業者

株式会社フィルズリンクス

住所：千葉県柏市東2丁目3番6号 203号室

TEL：04-7170-2293 FAX：04-7170-2593

5 その他留意事項

(1) 協力事業者は，柏市から提供された寄附者の個人情報「柏市個人情報保護条例」及び関係法令を遵守し，適正に取り扱わなければなりません。

ん。

- (2) 最終的な返礼品の選考は柏市が行います。
- (3) 返礼品は、寄附者より申込時に選択された場合に提供をお願いするものです。選択されない場合もありますので、あらかじめご了承ください。
- (4) 外部広報に当たっては、市が寄附者からの受注状況や広報元の依頼に基づいて適宜協力いただく商品を決めます。
- (5) 返礼品の品質等に関して、寄附者から苦情等があった場合は、真摯に対応し解決に努め、内容について委託事業者へ必ずご報告ください。なお、品質等による保証や、クレーム対応については、市は一切の責任を負いません。
- (6) 柏市は、協力事業者及び商品が本要項 2 に定める条件に適合しなくなったと認める場合、商品調達を中止することができます。

【問い合わせ及び申し込み先】

柏市 財政部 市民税課 諸税担当

〒277-8505 柏市柏5丁目10番1号

TEL：04-7167-1111内線602 FAX：04-7167-3203

Email：shiminzei@city.kashiwa.chiba.jp